

「第2期 持続可能な行財政運営プラン」の具体的な取組について

1-1 水道料金の改定（案）について

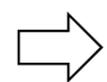
1 改定の内容

(1) 改定の時期及び改定率

- ・改定の時期（施行日） 令和8年7月1日
- ・改定率 平均28%の増額
(個別の改定率は口径・使用水量により変化)

(2) 料金表改定の考え方

- ・日本水道協会の水道料金算定要領に基づき算定
- ・現行の**口径別の基本料金と、従量料金の二部料金制**の料金体系を維持する
(口径13mm・20mmにおける2段階の逓増型を維持し、少量使用者への配慮を継続)
- ・県内においても比較的水準が低く、人口減少の影響を受けにくい**基本料金部分の改定割合を高める**
(基本料金改定率：平均54%増 従量料金改定率：一律20%増)



【参考】口径20mm・月20m³使用時は、税込1,100円の増額となる
各口径において使用量が多くなるにつれ、改定率はゆるやかになる

2 料金新旧比較表（1か月）【税抜】

(単位：円)

用途	給水管の口径	現行		改定案	
		基本料金	従量料金	基本料金	従量料金
一般給水	13mm	480	・1m ³ から10m ³ ・11m ³ 以上	700	・1m ³ から10m ³ ・11m ³ 以上
	20mm	990	1m ³ につき60 1m ³ につき165	1,540	1m ³ につき72 1m ³ につき198
	25mm	1,570	1m ³ につき165	2,540	1m ³ につき198
	30mm	2,400		4,000	
	40mm	4,790		8,110	
	50mm	9,040		14,320	
	75mm	24,500		41,040	
	100mm	50,700		86,670	
150mm以上	管理者が別に定める額		管理者が別に定める額		
浴場給水	一般給水に同じ	1m ³ につき20	一般給水に同じ	1m ³ につき24	
臨時給水	一般給水に同じ	1m ³ につき330	一般給水に同じ	1m ³ につき396	

支払額は上記料金表の基本料金と従量料金の合計額に消費税及び地方消費税（円未満切捨て）を加算した額となる

1-2 下水道使用料の改定（案）について

1 改定の内容

(1) 改定の時期及び改定率

- ・改定の時期（施行日） 令和8年7月1日
- ・改定率 平均10%の増額
(1契約につき1か月あたり176円～6,314円の増額)

(2) 使用料改定の考え方

- ・汚水排出量が多くなるほど、1m³あたりの単価が段階的に高くなるスライド制の料金体系を維持する
- ・使用料収入の増により、一般会計からの赤字補填の繰入を削減する
削減額：約4億円の見込（令和8年度は9月検針からとなるため、約2.3億円）
- ・令和5、8、11年度の計3回の改定で経費回収率100%を目指す計画としており、改定から3年後に見直しを行う

【参考】月20m³使用時の影響額 税込2,596円 → 2,970円（374円増）

2 使用料新旧比較表（1か月）【税抜】

(単位：円)

区分	汚水排出量	使用料	
		現行	改定案
基本料金	8m ³ まで	880	1,040
超過料金 (1m ³ につき)	8m ³ 超～10m ³ まで	110	130
	10m ³ 超～40m ³ まで	126	140
	40m ³ 超～100m ³ まで	148	160
	100m ³ 超～500m ³ まで	169	180
	500m ³ 超	190	190

支払額は上記料金表の基本料金と超過料金の合計額に消費税及び地方消費税（円未満切捨て）を加算した額となる

【参考】口径20mm、月20m³使用時の上下水道料金を合わせた影響額
税込6,160円 → 7,634円（1,474円増）